

主 文

公共職業安定所長が平成○年○月○日付けで利害関係者Aに対してした、雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 利害関係者A（以下「利害関係者」又は「A」）は、B所在の再審査請求人C会社（以下「請求人」又は「会社」という。）において就業していたが、平成○年○月○日、同月○日をもって退職する旨の退職届を会社に提出した。
- 2 Aは、平成○年○月○日、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）に対して雇用保険の被保険者でなくなったことの確認請求を行った。安定所長は、同年○月○日、平成○年○月○日付けでAが雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分（以下「前回処分」という。）をした。
- 3 請求人は、前回処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求（以下「前回審査請求」という。）をした。審査官は、Aが雇用保険の被保険者でなくなったのは平成○年○月○日付けであるとして前回処分を取り消す旨の決定をした。
- 4 これを受けて、安定所長は、平成○年○月○日、Aが平成○年○月○日付けで雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 5 請求人は、審査官に対し審査請求（以下「今回審査請求」という。）をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを一事不再理により不適法であるとして却下する旨の決定をしたことから、請求人は、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

本件は、請求人がAの被保険者資格がなくなったとの本件処分は誤りである旨主張し、本件処分の取消しを求める事案である。

- 6 当審査会は、今回審査請求は、前回審査請求とは取消しを求める対象及び審査

請求の理由が異なることに照らし、審査官が一事不再理を理由に今回審査請求を却下したことは不当であり、本件再審査請求を適法なものと認め、本案の審理をするものとする。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 利害関係者
(略)
- 3 原処分庁
(略)

第4 争 点

安定所長が平成○年○月○日付けでAに対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定
(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、Aは退職届を提出してから民法第627条第1項に定める2週間の勤務をしていないので、いまだ雇用関係は終了していない旨主張する一方、利害関係者は、既に退職届を提出しているので雇用関係は終了した旨主張する。
- (2) 民法第627条第1項は、当事者が雇用の期間を定めなかった場合において、各当事者はいつでも解約の申入れをすることができ、この場合において、雇用関係は解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了するものと規定している。

本件についてこれをみると、Aは、平成○年○月○日に、同月○日をもって退職する旨の退職届を提出しており、2週間を超える解約告知期間を設定しているものと認められる。

この点、同条は、期間の定めのない労働契約について、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定（同法第14条、第16条、第17条、第18条）

とあいまって、労働者がその意に反して労働の継続を強制されることを防止し、労働者の解約の自由を保障しようとしているものであると解されることから、労働者が一定の日を指定して退職の意思表示をし、その日が退職の意思表示の日から2週間を超えているときは、労働契約関係は労働者が指定した日に終了することになると解することが相当である。

そうすると、会社とAとの間の労働契約関係は、Aが指定した同月〇日をもって終了するものとなる。

- (3) これに対し、請求人は、民法第627条第1項の規定によれば、労働者は退職を申し入れた後に14日間の勤務が必要とされているところ、Aは平成〇年〇月〇日以降欠勤していたため、請求人に対する労働義務を果たしていないので雇用関係が終了したとは認められない旨主張する。

しかしながら、民法第627条第1項によれば、雇用関係は労働者の解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了するものであるから、請求人の当該主張は、独自の見解であって採用することができない。また、仮にAに労務提供義務違反による債務不履行があったとしても、それは民法第627条第1項に基づく労働契約終了の効果の発生を妨げる抗弁となるものではない。

- (4) さらに、民法第627条第1項は期間の定めのない労働契約に適用される規定であるところ、請求人は、Aが〇制度の対象者として入社したので、有期の労働契約を締結したものとなる旨を主張する。

しかしながら、請求人が内容について利害関係者と合意していると申述した雇用契約書においても雇用期間の終期には取消し線が引かれている上、請求人がAとの間において雇用期間を定めたことを認めるに足りる客観的かつ的確な証拠はないことに照らせば、両者の間には期間の定めのない労働契約が成立していたものと解されるので、請求人の上記主張を採用することはできない。

なお、Aの平成〇年〇月欠勤分の賃金は同月分給与から控除することされており、いわゆる完全月給制ではないと解されることから、民法第627条第2項所定の「期間によって報酬を定めた場合」には該当しない。

- (5) 以上のとおり、当審査会としては、請求人とAの間との労働契約関係は平成〇年〇月〇日をもって終了したものと判断する。

3 結 論

したがって、安定所長が平成〇年〇月〇日付けでAに対してした本件処分は失

当であって、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。